

給付年金コーナー

マイナポータルを利用した国民年金関係の電子申請について

国民年金の以下の手続きは、マイナポータルを利用して電子申請ができます。

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする、行政手続きの検索や電子申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用サイトです。利用にはマイナンバーカードが必要です。

- ・国民年金被保険者の資格取得（種別変更）の届出
- ・国民年金保険料学生納付特例申請
- ・国民年金付加保険料の申出（辞退）
- ・口座振替納付（変更）申出兼還付金振込方法（変更）申出
- ・国民年金付加保険料の該当（非該当）の届出
- ・口座振替辞退申出
- ・国民年金保険料の産前産後免除該当の届出
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請

電子申請（マイナポータル）のメリット

いつでも・・・時間にとらわれず24時間、夜間休日でも届出できます。

どこでも・・・自宅や職場のインターネットを使ってどこでも届出できます。

時間・コスト削減・・・届出の際の移動時間や待ち時間がなく、郵送コスト等も削減できます。

詳しくは、日本年金機構のHPをご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/denshibenri_kojin/mynaportal.html

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）について

令和8年8月25日、「マイナポータルアプリ」に「デジタル認証アプリ」の機能を統合した「マイナアプリ」の提供が開始されました。

多くの皆さまにご利用いただいていた「マイナポータルアプリ」に、官民の幅広いサービスに導入されつつある「デジタル認証アプリ」の仕組みが統合され、「マイナアプリ」と呼称を変え、提供が開始されました。

既に「マイナポータルアプリ」をダウンロードしている場合は、アップデートすることで利用することができます。（新たに別のアプリをダウンロードする必要はありません。）

詳しくは、デジタル庁のホームページをご確認ください。

サービス紹介サイト



よくある質問



マイナポータル（ウェブサイト）について

マイナポータルは、引越しの手続や医療費の確認などで、引き続きご利用いただけます。

また、PC版マイナポータルアプリとICカードリーダーを用いたマイナポータルへのログインも引き続きご利用いただけます。

問合せ 町民課 住民担当 ☎66・3111 内線126

10月の納期

●町県民税

■普通徴収（第3期分）

■特別徴収（第4期分）※今月支給される年金から天引きされます

●国民健康保険税

■普通徴収（第4期分）

■特別徴収（第4期分）※今月支給される年金から天引きされます

●介護保険料

■普通徴収（第4期分）

■特別徴収（第4期分）※今月支給される年金から天引きされます

●後期高齢者医療保険料

■普通徴収（第4期分）

■特別徴収（第4期分）※今月支給される年金から天引きされます

※納期限は11月2日(月)です。口座振替の場合は10月26日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111 町県民税 税務会計課 課税担当 内線115

国民健康保険税 税務会計課 課税担当 内線112

介護保険料 福祉介護課 介護包括ケア担当 内線143

後期高齢者医療保険料 町民課 給付担当 内線123